

## 滋賀県職員モデル給与例（行政職職員）

職階	年齢	扶養親族	減額措置前		減額措置後			減額前と減額後の年間給与の差
			月額	年間給与	月額 (4～6月)	月額 (7～3月)	年間給与	
主事	25	独身	210,290	3,363,000	210,290	200,836	3,277,000	86,000
主任主事	30	配偶者	262,703	4,181,000	262,703	251,513	4,081,000	100,000
主査	35	配偶者、子一人	318,830	5,129,000	316,445	296,997	4,925,000	204,000
副主幹	40	配偶者、子二人	362,225	5,820,000	359,548	337,719	5,592,000	228,000
主幹	45	配偶者、子二人	414,851	6,750,000	411,752	386,491	6,485,000	265,000
課長補佐	50	配偶者、子二人	446,787	7,264,000	443,476	416,477	6,981,000	283,000
課長	-	配偶者、子二人	585,459	9,258,000	558,283	533,908	8,713,000	545,000
部長	-	配偶者	694,000	11,447,000	647,657	630,270	10,735,000	712,000

注1 月額および年間給与は、大学卒上級採用者を例に、基本給、扶養手当、管理職手当および地域手当を基礎に算出しています。

2 本年度の職員給与については、4月から6月の間は「平成23年度から平成25年度までにおける職員の給与の特例に関する条例」により、7月以降は「平成25年度における職員の給与の特例に関する条例」により、それぞれ減額措置が講じられていることから、「減額措置前」欄にはこれらの条例による減額前の金額を、「減額措置後」欄にはこれらの条例による減額後の金額を記載しています。

3 減額措置の内容については、基本給、管理職手当などの減額となっています。